



70歳未満の方 高額療養費制度、ご存知ですか？

高額療養費制度って、なあに？

1ヶ月の医療費の自己負担額が高額となった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻される（償還）制度です。申請することにより、払い戻されます。

対象となる方	健康保険に加入されている方
対象となる医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担分 ・1ヶ月（1日～末日）ごとの医療費 ・外来・入院別に計算します。 ・医療機関ごとに計算します。
対象外のもの	保険適用外の診療や医薬品、差額ベッド代、食事代、診断書の費用、オムツ代 など

自己負担限度額（月額）って、いくらなの？

区 分		自己負担限度額
上位所得者	基礎控除後の額600万円を超える世帯	150,000円 + (かかった医療費 - 500,000円) × 1%
一般世帯		80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1%
非課税世帯	住民税非課税世帯	35,400円

申請するには、どうすればいいの？

申請手続き	病院窓口で自己負担分を支払った後、加入している健康保険窓口へ申請。
期 間	請求書の発行日から、2年間。
必要な物	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の領収書 ・保険証 ・印鑑 ・世帯主名義の預金通帳（郵ちょ銀行以外）

入院前に「限度額適用認定証」の申請をしてください！！

事前に申請することにより、病院窓口での医療費の支払いが、自己負担限度額までになります。（現物給付）

申請窓口	加入している健康保険の担当窓口
必要な物	・保険証 ・印鑑

お問い合わせ・相談は、医療相談員、病院窓口にお尋ね下さい。